

戸籍法等の改正に関する要綱案のたたき台（その2）

（前注）本部会資料では、要綱案のたたき台を太字で示し、そのうち特に必要と思われる事項につき説明を記載した。また、部会資料10における提案からの変更点に下線を付した。

第1 氏名の仮名表記の戸籍の記載事項化に関する事項

1 戸籍の記載事項への追加

戸籍法第13条に規定する戸籍の記載事項として「氏名を片仮名等で表記したもの（以下「仮名表記」という。）」を追加するものとする。

（注）氏名の仮名表記に用いるのは、現代仮名遣い（昭和61年内閣告示第1号）本文第1に定められた直音、拗音、撥音、促音を片仮名に変換したもののほか、片仮名表記の小書き及び長音記号等とする。

（補足説明）

1 用語について

部会資料10において、「氏名の振り仮名」という用語を用いることを改めて提案したところ、これまで戸籍実務においては「よみかた」という用語が用いられてきたこと、今般の法制化の目的の一つが、他人から自己の氏名を正確に呼称される権利・利益の保護に資することにあること等を考慮すれば、「読み仮名」又は「読み方」の方が適切ではないかとの意見が複数あったが、法律上用いる用語や規定振りについては、法制的な観点からの検討を踏まえて決定するものであることに加え、諮問において、「個人の氏名を平仮名又は片仮名で表記したものを戸籍の記載事項とする規定を整備するなど、戸籍法制の見直しを行う必要があると考えられるので、その要綱を示されたい。」とされていることを踏まえ、要綱案のたたき台においては、本文のような案を提案している。

2 「文字」と「仮名及び記号」との関係

前回会議において、「氏名の振り仮名は、氏名に用いられる文字の読み方を示す文字」とし、「氏名の振り仮名に用いることができる仮名及び記号の範囲は、法務省令で定める」との規律を提案していたところ、一般的な用法としては、「文字」に「記号」は含まれないことから、「氏名に用いられる文字の読み方を示す文字」と「氏名の振り仮名に用いることができる仮名及び記号の範囲」について、整合させる必要があるのではないかとの指摘があった。

戸籍法第50条において、「子の名には、常用平易な文字を用いなければならな

い。」(第1項)、「常用平易な文字の範囲は、法務省令でこれを定める。」(第2項)と規定され、さらに、委任を受けた戸籍法施行規則第60条において、「戸籍法第五十条第二項の常用平易な文字は、次に掲げるものとする。」とし、「一 常用漢字表(平成二十二年内閣告示第二号)に掲げる漢字(括弧書きが添えられているものについては、括弧の外のものに限る。)」 「二 別表第二に掲げる漢字」 「三 片仮名又は平仮名(変体仮名を除く。)」と規定されている。そして、法務省民事局長通達(平成16年9月27日法務省民一第2664号通達)により、子の名に用いることができる文字として、長音記号(「ー」)を用いることができるとされている。

したがって、戸籍実務においては、子の名に用いることができる「文字」に長音「記号」が含まれると整理していると考えられる。

2 氏名の仮名表記の許容性及び氏名との関連性

氏名の仮名表記の許容性及び氏名との関連性に関する審査について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】戸籍法には規定を設けず、権利濫用の法理、公序良俗の法理等の法の一般原則による。

【乙案】戸籍法に「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」という趣旨の規定を設ける。

(補足説明)

1 本文【甲案】について

(1) 権利濫用の法理における「権利」について

氏又は名を初めて戸籍に記載される場合のうち、命名する場面においては、氏名の仮名表記についての命名権が考えられ、氏又は名の変更による場合(父母の氏に変更する場合を除く。)や帰化の場合など、届出人自身が氏又は名の仮名表記を決定することができる場面においては、日本国憲法第13条などを根拠とする自己決定権との考え方もあるものの、いずれも法令上又は解釈上、明らかとなっているものではない。

命名権の濫用が問題となるものには、いわゆる「悪魔ちゃん事件」と同様に、名の仮名表記を「アクマ」とするもののほか、人の名前としては不適當なキャラクターの名前を名の仮名表記とするような場合には、社会通念上名の読み方として不適當とみられ、許容されないこともあると考えられる。

(2) 本文【甲案】の公序良俗の法理について

商標登録を受けることができない商標を定める商標法第4条第7号において、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」と規定されており、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標の例示として、特許庁ウェブサイトにおいて、「商標の構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、きょう激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形、記号、立体的形状若しくは

色彩又はこれらの結合、音である場合。なお、非道徳的若しくは差別的又は他人に不快な印象を与えるものであるか否かは、特に、構成する文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音に係る歴史的背景、社会的影響等、多面的な視野から判断する。」と掲載されている。

上記の例によれば、氏名の仮名表記についても、それ自体が非道徳的、卑わい、差別的、きょう激又は他人に不快な印象を与えるようなものである場合には、許容されないこととなるものと考えられる。

(3) 本文【甲案】の懸念点

【甲案】については、これまでの議論において、氏名の仮名表記自体の許容性の観点から審査することは可能であるが、権利濫用の法理、公序良俗の法理等の法の一般原則による審査である以上、氏名との関連性の観点から審査することは困難であり、仮に審査することが可能であるとしても、【甲案】の基準によって、反訓読みによるものや、例えば、慣用として「スズキ」と読まれる氏の仮名表記として「サトウ」と届け出るものを排除することは困難ではないかとの意見があった。

他方で、法の一般原則による審査であっても、氏名との関連性の観点からの審査も可能ではないかとの意見もあったところであるが、①漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方、②読み違い（書き違い）かどうか判然としない読み方、③漢字の意味や読み方からは連想することができない読み方、④別人と誤解されるおそれのある読み方などにつき許容しないことが相当であるとする場合には、【甲案】の規律によりそうした読み方によるものを排除することができるか否かについては、その理由を含め、更なる検討を要するものと考えられる。

2 本文【乙案】について

(1) 規律を設ける必要性

中間試案においては、現在の【甲案】を含む3つの案を提案していたところ、パブリック・コメントにおいては、「文字の音訓（又は慣用）以外は認めるべきではないとする意見」が最も多く寄せられた。その意見の内容には幅があると考えられるものの、このことは、許容性及び関連性に係る一定の規律を設ける必要があることを示すものである。

また、アンケートにおいても、「慣用によるものを含め、氏名に用いられる文字に通常用いられる音訓によるもの（名乗り訓や熟字訓等を含め、辞書に記載されている読み方などが該当）であれば認める案」について賛成する意見（どちらかといえば賛成を含む。）が過半数を超えており、このことも、許容性及び関連性に係る一定の規律を設ける必要があることを示すものである。

(2) 想定される運用

一般に認められている読み方かどうかは、社会において受容され、慣用されているかという観点から、常用漢字表又はその付表に掲載されているか、漢和

辞典など一般の辞書に掲載されているかどうかだけでなく、辞書に掲載されていない読み方についても、届出人に説明を求め、一般に認められているものといえるかどうかを判断することが考えられる。また、【乙案】を採用する場合には、戸籍窓口における審査の負担を軽減させるとともに、運用を統一するため、具体的な審査の方法について、法務省民事局長通達等に定めることが考えられる。

(3) 現に戸籍に記載されている者に係る氏名の仮名表記

【乙案】を採用する場合であっても、現に戸籍に記載されている者に係る氏名の仮名表記については、現に使用しているものである限り、基本的にこれを認める必要があるものと考えられる。そこで、現に戸籍に記載されている者が氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められている読み方以外の読み方を届け出る場合には、現に使用しているものであることを証する書面を提出しなければならないとの規律を経過措置として設けることが考えられる。

第2 氏名の仮名表記の収集に関する事項

1 氏又は名が初めて戸籍に記載される者に係る収集等について

① 戸籍の届書の記載事項（戸籍法第29条）に届出事件の本人の「氏名の仮名表記」を追加するとともに、棄児発見調書（戸籍法第57条第2項）の記載事項に「氏名の仮名表記」を追加し、氏又は名が初めて戸籍に記載される者の氏名の仮名表記を戸籍に記載するものとする。

② 届書の記載事項の整理

届出人と届出事件の本人が同一である場合にも、戸籍法第29条に規定する戸籍の届書の記載事項として「届出事件の本人の氏名」を明記するものとする。

2 既に戸籍に記載されている者に係る収集について

経過措置として、次のような趣旨の規律を設ける。

① 新法の施行の際現に戸籍の筆頭に記載されている者（以下「戸籍の筆頭者」という。）は氏の仮名表記の届出を、戸籍に記載されている者は名の仮名表記の届出を、それぞれ施行日から1年以内にすることができるものとする。

② 戸籍の筆頭者が当該戸籍から除籍されているときは、第二順位として配偶者、第三順位として子（いずれもその戸籍から除籍された者を除く。）が施行日から1年以内に限り、氏の仮名表記の届出をすることができるものとする（既に当該戸籍について①の氏の仮名表記の届出がされた場合を除く。）。

③ 新法の施行の際現に戸籍に記載されている者（戸籍の筆頭者を除く。）であって、施行日以後に新戸籍の筆頭に記載されるものは、施行日から1年以内に限り、氏の仮名表記の届出をすることができるものとする（新戸籍に記載される氏について、既に①又は②の氏の仮名表記の届出がされた場合を除く。）。

く。)

- ④ 市町村長は、施行日から1年を経過した日に、氏名の仮名表記を戸籍に記載するものとする（氏の仮名表記については、①、②又は③の届出がされた場合を除く。名の仮名表記については、①の届出がされた場合を除く。)
- ⑤ 戸籍の筆頭者は④により記載された氏の仮名表記について、戸籍に記載された者は④により記載された名の仮名表記について、それぞれ一度に限り、家庭裁判所の許可を要せず、届出のみで変更することができるものとする。
氏の仮名表記の変更の届出について、戸籍の筆頭者に配偶者がいるときは、配偶者ととも当該届出をしなければならない。
- ⑥ ⑤により氏の仮名表記の変更の届出をすることができる戸籍の筆頭者が当該戸籍から除籍されているときは、第二順位として配偶者、第三順位として子（いずれもその戸籍から除籍された者を除く。）が氏の仮名表記の変更の届出をすることができるものとする（既に当該戸籍について⑤又は⑥の仮名表記の変更の届出がされた場合を除く。)

（補足説明）

1 氏の仮名表記に係る届出人（本文①の規律）

前回会議において、本文①の規律において、氏の仮名表記に係る届出人を戸籍の筆頭者としている点に関し、職権記載された氏の仮名表記の変更に係る本文⑤の規律との整合性や、現状では、筆頭者が男性であることが多く、女性であることが多い配偶者への配慮等の観点から、氏の仮名表記に係る届出人について、筆頭者又は配偶者とすべきではないかとの意見があった。

この点、戸籍の筆頭者の氏に係る仮名表記は一つに定まっているものであり、当該氏の仮名表記を届け出してもらうことから、氏の仮名表記の届は、基本的には、報告的届出としての性質を有するものである一方で、職権記載された氏の仮名表記の変更については、その変更の効力は届出により生じるものであることから、創設的届出であり、両者の性質は異なるものである。

また、本文①の規律において届出の対象となる氏の仮名表記は、筆頭者の氏に係る仮名表記であって、例えば濁点の有無等を含め、当該氏につき複数の読み方が考えられる場合に、そのいずれであるかについて最も熟知しているのは筆頭者であると考えられることから、届出人を筆頭者としたものであり、オンラインによる届出を可能とし、届出に係る国民の負担を軽減させるという観点をも踏まえると、氏の仮名表記に係る届出は筆頭者が単独で行うものとするのが相当であると考えられる。ただし、国民への周知に当たっては、同籍者と調整した上で、氏の仮名表記を届け出ることが望ましい旨、周知するなど、配偶者に対する配慮が必要と考えられる。

なお、筆頭者が単独で届け出た氏の仮名表記が夫婦が使用するものと異なる場合には、①戸籍法第113条に基づく戸籍訂正、又は②氏の仮名表記の変更

(第3の1本文①の規律) によることが考えられる。

2 筆頭者以外の同籍者を筆頭者とする新戸籍が編製される場合(本文③の規律)

部会資料10において、新法の施行の際現に戸籍に記載されている者(戸籍の筆頭者を除く。)であって、施行日以後に新戸籍の筆頭に記載されるものは、施行日から1年以内に限り、氏の仮名表記の届出をすることができるものとする(新戸籍に記載される氏について、既に本文①又は②の氏の振り仮名の届出がされた場合を除く。)ことを提案していたところ、「施行日から1年以内に限り」との期間制限は不要ではないかとの指摘があった。

もともと、本文③の規律は、本文①の規律において、戸籍の筆頭者を氏の仮名表記の届出人としていることを前提として、筆頭者により氏の仮名表記の届出がされない間に、筆頭者以外の同籍者を筆頭者とする新戸籍が編製される場合について、新戸籍の筆頭者を当該新戸籍に係る氏の仮名表記の届出人とするものである。そして、本文①の規律は、施行日から1年以内に限り、戸籍の筆頭者が氏の仮名表記の届出をすることができるものとしており、施行日から1年を経過しても届出がない場合には、本文④の規律により市町村長により氏の仮名表記が戸籍に記載されることとなるのであって、これは本文③の規律においても同様であることから、期間制限は必要であると考えられる。

3 離婚又は離縁による復氏の場合

前回会議において、部会資料3の第1の6(補足説明)2の図4に関し、離婚又は離縁による復氏により新戸籍が編製される場合は、新たに氏の仮名表記を定める必要がある旨記載していた点につき、本文③の規律との整合性について指摘があった。

日本人との離婚又は離縁により復氏する場合(民法第767条第1項、同法第816条第1項)については、復する氏は、婚姻前の氏又は縁組前の氏であり、当該氏の仮名表記は、婚姻前の氏又は縁組前の氏に係る仮名表記であって、従前の戸籍に当該氏の仮名表記が記載されていることから、復する氏の仮名表記を届け出る必要はないものと考えられる。なお、離婚又は離縁が、新法の施行日から1年以内の場合には、復氏するか、婚氏(縁氏)続称するかにかかわらず、本文③の規律により、当該氏の仮名表記の届出がされていない場合には、新戸籍の筆頭者は、氏の仮名表記の届出をすることができる。また、離婚又は離縁が、新法の施行日から1年を経過していた場合であっても、従前の戸籍が除籍され、氏の仮名表記が記載されていないときは、氏又は名が初めて戸籍に記載される者に係る収集と同様に、新戸籍を編製する際に氏の仮名表記を届け出ることができるものと考えられる。

第3 氏名の仮名表記の変更に関する事項

1 氏又は名の変更に伴わない場合の規律

戸籍法に次のような趣旨の規律を設ける。

- ① やむを得ない事由によって氏の仮名表記を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。
- ② 正当な事由によって名の仮名表記を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

2 氏又は名の変更に伴う場合の規律

戸籍法第107条及び第107条の2の規律を次のように改める。

- ① 戸籍法第107条第1項の規定により氏を変更しようとするときは、氏及び氏の仮名表記を変更することについて家庭裁判所の許可を得て、その許可を得た氏及び氏の仮名表記を届け出なければならない。
- ② 戸籍法第107条第2項の規定により外国人配偶者の称している氏に変更しようとするときは、婚姻の日から6か月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨及び変更しようとする氏の仮名表記を届け出ることができる。
- ③ 戸籍法第107条の2の規定により名を変更しようとする者は、名及び名の仮名表記を変更することについて家庭裁判所の許可を得て、その許可を得た名及び名の仮名表記を届け出なければならない。

以 上